

令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業 創出調査業務 募集要項

1 目的

東三河地域※1において、2021年12月に東三河ビジョン協議会※2が策定した「東三河振興ビジョン2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施しています。

重点プロジェクトの実施にあたり、東三河地域の広域観光エリアとしての魅力の向上・発信を目指すため、これまでに創出した東三河の地域資源である森林空間を活用したサービス産業（EX. チームビルディングなどの社員研修、福利厚生、SDGs、CSR等）の自走に向けた実証的取組として、今後の展開に資する仕組みづくりへの支援等を行います。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

2 委託業務の内容

別添1 令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業創出調査業務 委託仕様書のとおり。

3 事業の委託について

(1) 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募で広く募り、最も優れた応募者を1者選定します。業務仕様及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議したうえで、紙の契約書又は電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）により委託契約を締結します。協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

(2) 委託金限度額

委託金額の上限は8,001,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2に基づき、契約金額の百分の十の金額とします。ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除します。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 応募及び説明会について

(1) 応募資格

応募の資格者は法人その他の団体とし、企画提案書の提出期限において、次の要件を全て満たす者とします。

- ア 物品の製造等に係る令和6・7年度愛知県競争入札参加資格者名簿の以下の分類に登録されていること。
 - ・大分類「3. 役務の提供等」中分類「03. 映画等製作・広告・催事」又は「07. 調査委託」
- イ 財政的基礎が健全に確立されていること。
- ウ 本業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- エ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の提出期限において受けていないこと。
- キ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、下記の説明会を開催します。

ア 開催日時

令和8年2月26日（木）午後1時30分から午後2時15分まで

イ 開催場所

オンライン（Microsoft Teams）形式

ウ 参加申込方法

参加申込は下記のとおり電子メールで行います。

- ・電子メールのタイトルに「令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業創出調査業務 説明会への参加」と記載します。
- ・本文中に「1. 貴社（団体）名」、「2. 参加者氏名」、「3. 連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記載します。
- ・申込期限は令和8年2月25日（水）正午までです（必着）。
- ・電子メールの宛先は<higashimikawa@pref.aichi.lg.jp>です。

(3) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書記載要領」により作成し、持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出してください。

なお、企画提案書は1者1提案とします。

ア 提出書類

- (ア) 令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業創出調査業務 企画提案書(様式1 表紙)
- (イ) 業務実施体制 (様式2)
- (ウ) 企画提案 (様式3)
- (エ) 事業費積算書 (任意様式)
- (オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式4)
- (カ) 誓約書 (様式5)
- (キ) 応募者の概要がわかる資料 (法人のパンフレット等)
- (ク) 企画提案書の非開示願 (様式6、必要な方のみ)

イ 提出部数

上記(ア)から(オ)は8部、上記(カ)から(ク)は1部

ウ 提出期限

令和8年3月12日(木) 午後5時(必着)

エ 提出場所

〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4
愛知県東三河総局企画調整部企画調整課企画グループ宛

オ 企画提案書の作成上の注意

- ・要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ・提出された企画提案書は返却しません。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・企画提案書について情報公開請求があった場合は、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

(4) 応募に関する質問

応募に関して質問がある場合は、別紙「応募に関する質問」により、令和8年3月2日(月) 正午までに、愛知県東三河総局企画調整部企画調整課宛て電子メール(higashimikawa@pref.aichi.lg.jp)により、提出してください。

質問に対する回答は、令和8年3月3日(火)までに、質問者及び説明会参加者へ電子メールで通知します。

※タイトルは、「令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業創出調査業務に関する質問」としてください。

5 受託候補者の選定について

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員

会において、審査基準に基づき審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。

ただし、応募者が2者を超えてある場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による1次審査を行います。（選定委員会と同様の基準にて審査）

選定委員会における審査は、提案者によるプレゼンテーション及び企画提案書による書面審査により行います。ただし、状況により書面審査のみとなる場合があります。

※プレゼンテーションは、企画提案書のみで行い、1者15分程度、終了後に質疑応答を10分程度行います。

※プレゼンテーションの詳細（日時、場所等）は後日連絡します。

※書面審査のみとなった場合、書面による質疑応答を行う場合があります。

（2）審査基準

選定委員会で以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行います。

【業務遂行能力】

① 事業実施の基本的な運営方針

- ①-1 事業の趣旨を十分に理解しているか。
- ①-2 提案された内容や手法、スケジュールは具体的かつ適切であるか。
- ①-3 業務の遂行に必要なスキル、ノウハウ、専門的知見、経験があるか。
- ①-4 業務の円滑な遂行に必要な体制ができているか。
- ①-5 本業務と類似する業務の実績を有しているか。また、類似業務を行った結果、その地域にどのような効果を及ぼしたか。

② 概算費用

- ②-1 事業内容に対して経費見積が妥当な金額となっているか。

【企画提案能力】

① 森林サービス産業創出に関する業務

- ①-1 企業等との相談会について、地域事業者と企業とのマッチングが期待できるものとなっているか。
- ①-2 地域事業者の体制整備支援について、プログラムの販売・企業の受入が期待できるものとなっているか。
- ①-3 プログラムの販売・運営の内容・方法は、事業目的を踏まえた効果的なものとなっているか。
(実証内容は企業での導入検討につながることを期待できるものであるか、旅行会社等と連携した商品化に向けた具体的な取組が提案されているか等。)
- ①-4 自走に向けた検討について、森林サービス産業の継続的な運営が期待できるものとなっているか。

【社会的価値の実現に資する取組】

- ①社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）に基づく評価

(3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送もしくは電子メールで通知します。

(4) その他

選定委員会は非公開です。審査の経過等に関する問合せには応じません。

6 スケジュール（予定）

令和8年2月20日（金）	企画提案募集開始
2月26日（木）	事業者説明会
3月2日（月）正午	応募に関する質問期限
3月3日（火）	質問に対する東三河総局回答期限
3月12日（木）午後5時	企画提案書提出期限
3月下旬	選定委員会による審査、受託事業者決定
4月上旬	委託契約

7 注意事項

- (1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とします。
- (3) 受託後の企画提案書に記載された業務実施体制（総括責任者、業務担当者等）の変更は原則認めません。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならないものとします（契約終了後も同様とする）。
- (5) 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とします。
- (6) この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は委託者が定めます。

8 お問い合わせ先

愛知県東三河総局企画調整部企画調整課企画グループ

電話：0532-35-6100（ダイヤルイン）

電子メール：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp